

報 告 第 1 号

職員の退職手当に関する条例の運用方針に関する報告

職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 59 号）における一般の退職手当の支給制限及び返納・納付等について、職員の退職手当に関する条例の運用方針を策定しましたので報告します。

職員の退職手当に関する条例の運用方針

平成 22 年 3 月 31 日

「職員の退職手当に関する条例」における、一般の退職手当の支給制限及び返納・納付等については、下記の取扱いによるものとする。

記

第 11 条 関係

本条第 1 項に規定する「その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」とは、地方公務員法の適用を受けない職員が、他の法令の規定によりこれらに規定する地方公務員法の規定に実質的に該当する場合をいう。

第 12 条 関係

- 1 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。
- 2 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - (1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - (2) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにあつて、特に参酌すべき情状のある場合
 - (3) 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
 - (4) 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
- 3 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。
- 4 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行つたことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。
- 5 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなつた経緯や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに依つて処分を減輕又は加重することを検討すること等により、「当該非違に至つた経緯」を勘案することとする。
- 6 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとつた場合には処分を減輕することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとつた場合には処分を加重することを検討すること等により、「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。

- 7 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。

第 13 条 関係

- 1 本条に規定する支払差止処分を行うに当たっては、公務に対する信頼確保の要請と退職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。
- 2 本条第 2 項第 1 号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいう。
- 3 本条第 4 項の規定に基づき、支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を受けた者から当該支払差止処分の取消しの申立てがあった場合には、事情の変化の有無を速やかに確認しなければならない。
- 4 3 の場合において、取消しの申立てに理由がないと認める場合には、その旨及び当該認定に不服がある場合には行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき不服申立てができる旨を速やかに申立者に通知するものとする。
- 5 本条第 5 項ただし書に規定する「その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、支払差止処分を受けた者が現に勾留されているときなど、その者が起訴される可能性が極めて高いと認められるときをいう。
- 6 本条第 7 項に規定する「一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった」と認める場合とは、例えば次に掲げる場合をいう。
 - (1) 退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合又は大赦があった場合
 - (2) 退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分がなされた場合
 - (3) 退職をした者が、その者の逮捕の理由となった犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合

第 14 条 関係

本条第 1 項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うに当たっては、当該処分を受ける者が第 12 条第 1 項各号に該当していた場合に同項の規定により受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとする。

第 15 条 関係

- 1 本条第 1 項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、高知県財産規則（昭和 39 年高知県規則第 19 号）の定めるところによる。
- 2 本条第 1 項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第 12 条関係 2 から 7 までに規定する基準のほか、同項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 3 本条第 1 項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該退職をした者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があ

るか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。

- 4 当該一般の退職手当等の支払に際して源泉徴収した所得税及び住民税の額については、当該源泉徴収をした歳入徴収者が還付請求を行う。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じないが、当該退職をした者に対する納入告知の額からは減ずることとする。

第16条関係

- 1 本条第1項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、高知県財産規則の定めるところによる。
- 2 本条第1項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第12条関係2から7までに規定する基準のほか、同項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 3 本条第1項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該遺族又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。
- 4 当該遺族が当該一般の退職手当等について納付した又は納付すべき相続税の額については、当該遺族が還付請求を行うことができる。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じない。

第17条関係

- 1 本条第1項から第5項までの規定による処分を行うに当たっては、当該処分を受けるべき者は非違を行った者ではないことを踏まえ、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用をするものとする。
- 2 本条第1項から第5項までの規定による一般の退職手当等に相当する額の納付の手続については、高知県財産規則の定めるところによる。
- 3 本条第1項から第5項までの規定による処分により納付を命ずる一般の退職手当等の額は、第12条関係2から7までに規定する基準のほか、次の4から8までを勘案して定める額とする。
- 4 本条において、当該一般の退職手当等の額には、源泉徴収された所得税額又はみなし相続財産とされて納入した若しくは納入すべき相続税額を含まないものとする。
- 5 「当該退職手当の受給者の相続財産の額」を勘案するに当たっては、当該相続財産の額が当該一般の退職手当等の額よりも小さいときは、当該相続人の納付額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定めることとする。
- 6 相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続（包括遺贈を含む。）によって得た財産の価額に応じて按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定める。ただし、納付命令の時点で遺産分割がなされていない場合には、当該相続人が相続放棄をした場合を除き、民法の規定による相続分により按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定めることとする。
- 7 本条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が納付すべき額は、当該者が相続財産を取得したことにより納付した又は納付すべき相続税の額についての申立てを受け、当該税の額から、当該相続財産の額

から当該一般の退職手当等の額を減じた額の相続であれば納付したであろう相続税の額を減じた額を控除して定めることとする。

- 8 「当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けべき者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることが困難であると認められる場合には、納付額を減免することができることとする。

第18条関係

- 1 退職手当審査会への諮問事項は、本条に該当する処分の処分案とする。
- 2 退職手当管理機関は、退職手当審査会に対し、1の処分案とともに、当該事案の内容及び処分案の理由を併せて提示するものとする。

第12条関係(現職が在職期間中に懲戒免職処分を受けた場合)

第1項) 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、事愼(当該退職をした者が占めていた*職の職務及び責任、当該退職をした者の*勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った*経緯、*当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。)を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

【運用方針】

○原則、不支給。(記 第12条関係の1)

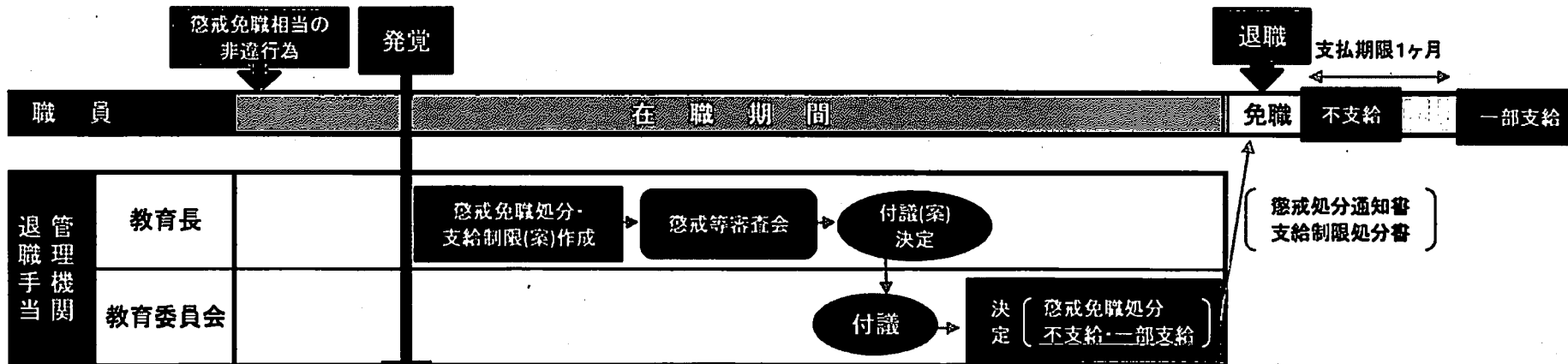
○一部支給にとどめることを検討する場合、「退職をした者が行った非違の内容及び程度」が下記の(1)~(4)に該当する場合に限定する。(記 第12条関係の2)

- (1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職処分とした場合
- (2) 非違行為が正当な理由のない欠勤等により職場規律を乱した場合であって、参酌すべき事情がある場合
- (3) 非違行為が過失による場合であって、参酌すべき事情がある場合
- (4) 過失により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付せられた場合であって、参酌すべき事情がある場合

○その他、一部支給にとどめる場合、以下の事情を勘案する。

- *職務及び責任 → 職務に関連した非違行為であるときは、処分の加重(記 第12条関係の3)
- *勤務の状況 → 過去にも類似の非違により懲戒処分を受けたことがあるときは、処分の加重(記 第12条関係の4)
- *経緯 → 非違行為を犯した背景や動機により、処分の軽減や加重(記 第12条関係の5)
- *非違行為後の言動 → 隠蔽する行動をとった場合には、処分の加重(記 第12条関係の6)

【第12条のスキーム】



第13条関係(支払差止処分)

1 退職後、退職手当支給前の支払差止処分

第13条	<p>1 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(二)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、<u>その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。</u></p> <p>(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。</p>
------	---

【運用方針】

* 「退職手当を支払うことが公務に対する信頼を確保するうえで支障を生ずると認めるとき」

→ 逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるときをいう。(記 第13条関係の2)

2 支払差止処分要件の例外

第13条第5項	<p>第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号の規定に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合</p>
---------	--

【運用方針】

* 「その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」

→ 支払差止処分を受けた者が現に勾留されているときなど、その者が起訴される可能性が極めて高いと認められるときをいう。(記 第13条関係の5)

3 支払差止処分の取り消し

第13条第7項	<p>前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、<u>当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった</u>として当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p>
---------	--

* 「一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった」と認める場合

(1) 逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合又は大赦があつた場合

(2) 逮捕の理由となった犯罪等に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分がなされた場合

(3) 逮捕の理由となった犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪で起訴された場合 等 (記 第13条関係の6)

第14条関係(退職手当支給前に懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合)

第14条第1項

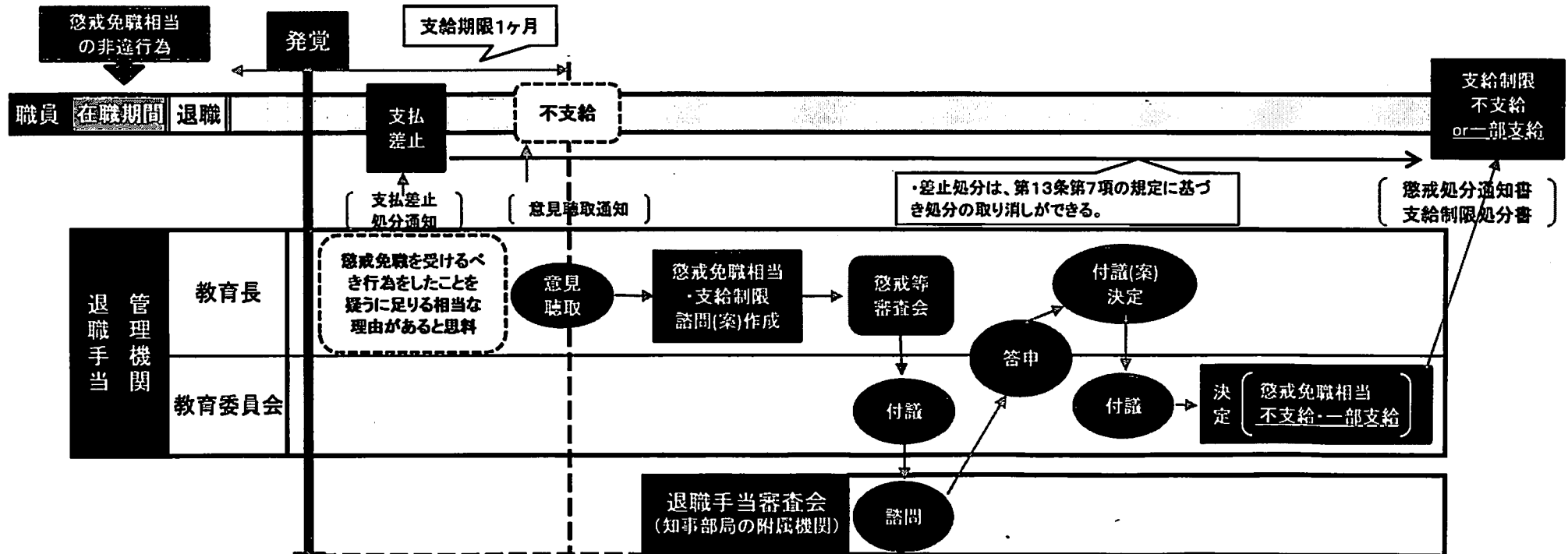
退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

【運用方針】

- 本条第1項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うに当たっては、当該処分を受ける者が第12条第1項各号に該当していた場合に同項の規定により受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとする。

【第13条第2項第2号・第14条第1項第3号のスキーム】



第15条関係(退職手当支給後の返納)、第16条関係(遺族からの返納)、第17条関係(相続人からの納付)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(以下「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(以下「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(二)以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

【運用方針】

○返納(納付)させる額を定める際、勘案する「退職をした者(遺族、相続人)の生計の状況」(第15条関係の3、第16条関係の3、第17条関係の8)

- *退職手当の生活保障としての性格から退職をした者(遺族、相続人)又はその者と生計を共にする者が現在又は将来どのような支出を要するか、
- *どのような財産を有しているか、
- *現在又は将来どのような収入があるか等、申立てを受け、全額を返納(納付)が困難と認められる場合には減免することができる。

○相続人(退職手当の受給者の相続人)からの納付(第17条関係の5、6)

*当該相続財産の額が退職手当の額よりも小さいときは、当該相続人の納付額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定める。

*相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続によって得た財産の価額に応じて案分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定める。

【第15条第1項第3号のスキーム】

